

うきは市告示第10号

令和5年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月21日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和5年3月3日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君

高木亜希子君

高松 幸茂君

樋口 隆三君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

伊藤 善康君

野鶴 修君

江藤 芳光君

---

○3月6日に応招した議員

---

○3月7日に応招した議員

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和5年3月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第1号1件、議案第1号から議案第24号まで24件、陳情第1号から陳情第2号まで2件)
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について(交通事故による和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第9 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部改正について)
- 日程第10 議案第3号 令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第4号 令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第5号 令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第12号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第14 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第17号 訴えの提起について
- 日程第17 議案第21号 うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 予算特別委員会の設置について
- 日程第19 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第20 陳情の委員会付託(陳情文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第1号1件、議案第1号から議案第24号まで24件、陳情第1号から第2号まで2件）
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（交通事故による和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第9 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部改正について）
- 日程第10 議案第3号 令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第4号 令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第5号 令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第12号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第14 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第17号 訴えの提起について
- 日程第17 議案第21号 うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 予算特別委員会の設置について
- 日程第19 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第20 陳情の委員会付託（陳情文書表）

---

出席議員（14名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 榎藤 英樹君  | 2番 高木亜希子君  |
| 3番 高松 幸茂君  | 4番 樋口 隆三君  |
| 5番 組坂 公明君  | 6番 佐藤 裕宣君  |
| 7番 竹永 茂美君  | 8番 岩淵 和明君  |
| 9番 熊懷 和明君  | 10番 中野 義信君 |
| 11番 佐藤 湛陽君 | 12番 伊藤 善康君 |

13番 野鶴 修君

14番 江藤 芳光君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君                      記録係長 宮崎 恵君  
記録係 中村 菜月君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	竹上 欣宏君		

---

午前9時00分開会

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めましておはようございます。ただいまから令和5年第1回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に11番、佐藤湛陽議員、12番、伊藤善康議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月22日までの20日間といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月3日から3月22日までの20日間と決定をさせていただきます。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

12月26日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されております。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本3月定例会は、新年度当初予算をはじめ、条例の制定や改正などに関して御審議をお願いするわけでありませんが、昨年12月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

### 日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第1号1件、議案第1号から議案第24号までの24件、陳情第1号から陳情第2号まで2件、以上を上程いたします。

---

### 日程第5. 市長の施政方針について

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の施政方針について、市長より説明がありますので、これを受けることにいたします。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和5年第1回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月定例会の開会に当たり、市政運営に臨む私の基本的な考えを申し述べ、議員の皆様をはじめとする市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私たちの暮らしを一変させた新型コロナウイルス感染症ですが、国内で感染が初めて確認されてから、既に3年余りが経過をいたしました。この間、様々な変異ウイルスの出現により感染拡大の波を繰り返し、今も収束を見せていない状況であります。

一方昨年、ロシアのウクライナ侵攻や円安等に伴うエネルギー価格の高騰や食料品などの値上げが続き、昨年12月の消費者物価指数が41年ぶりに4%を超えるなど、市民の暮らしにとって厳しい年となりました。うきは市としては、下水道使用料の2か月減免や小・中学校の給食費3か月分支援、肥料価格高騰対策、運送事業者への支援等の物価高騰対策に取り組んできましたが、今後も必要に応じた対策を講じてまいります。

暗い世相の中で、昨年4月に地域密着型のラグビーチーム「ルリーロ福岡」が発足し、国内最高峰のリーグワンへの参入を目指し、九州リーグで1位となる活躍を見せたことは、市民に多くの感動を与えました。

さて、ここで市政運営の基本方針について述べさせていただきます。

3期目の市政運営に当たっては、1つ目として新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策、2つ目として「新しい生活様式」を踏まえたまちづくり——S o c i e t y 5. 0に向けた社会実装、3つ目として、SDG s と脱炭素化、持続可能な地域社会づくり、4つ目として、女性が輝くまちづくり、若年層の人口減少対策、5つ目として、地域経済の好循環を目指して、6つ目として人材育成、新たな学びへの挑戦、この6つの柱の下、「第2次うきは市総合計画後期基本計画」「第2期うきは市ルネッサンス戦略」「第2次うきは市教育大綱」「うきは市過疎地域持続的発展計画」等に位置づけられた事業を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、様々な取組を進めてきたところであります。

しかしながら今日、長期化する新型コロナウイルス感染症対策、ウクライナ危機の長期化や円

安等に伴うエネルギー・食料品等の価格高騰対策、人口減少に歯止めをかける子ども子育て支援・少子化対策、自然災害への対応、地域経済の活性化対策、デジタル化対策、脱炭素化の推進、縮小社会に対応した身の丈に合った行財政運営など、まだまだ大きな課題が山積しております。これらの課題について、市民の皆様や企業をはじめとした各種団体の皆様とともに、その問題の所在を共有して、自律的かつ多様な主体との協働を図りながら、解決していくことが求められております。

また一方で、活力と魅力あるまちづくりを進めるに当たっては、うきは市の地域としての価値をどのようにして創造して、伸ばしていくかが大きなポイントだと考えております。地域には、そこにある「もの」（地域資源）と、そこに住んでいる「ひと」しかいないのであり、そこをどうブラッシュアップしていくかが課題であります。そして、今後のまちづくりは、地域にあるものを生かして自立していく「内発的発展」「地域力創造」へと変わらなければならないと強く思っているところであります。

このような基本方針、そして様々な諸課題が山積する中、令和5年度における大きな動きとしては、まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類について、5月8日に現在の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針を決定しました。また、マスク着用については、3月13日から新たな指針を適用し、屋内外を問わず個人の判断に委ねられ、国内のコロナ感染確認から3年を経て、社会経済活動の大幅緩和に踏み出すことになりました。しかし、感染が収束したわけではなく、特に高齢者の命を守る対策、医療体制の構築が課題となっております。うきは市としても、今後も市民の命と健康を守るため浮羽医師会、医療機関と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、主要地方道八女香春線に架かる今川橋と、一般県道朝田日田線に架かる分田橋の完成であります。福岡県の事業として進められてきた今川橋が3月26日、分田橋が10月頃にそれぞれ完成する予定です。

次に、中山リサイクル産業株式会社の操業開始等についてであります。 「久留米・うきは工業団地」に進出された中山リサイクル産業株式会社について、本年1月17日に新工場が完成し、2月から操業を開始しました。間伐材等を燃料等にリサイクルされることが期待をされているところであります。また、三春工業団地の残りの区画を株式会社九州イノアックが取得し、新たな工場を建設する予定であります。地元雇用をはじめ、地域経済への波及効果が期待されているところであります。

次に、道の駅うきは隣接地へ建設中のホテル開業についてであります。

道の駅うきは隣接地へ建設中のマリオット・インターナショナル系列の「フェアフィールド・

バイ・マリオット・福岡うきは」が秋頃にオープンとの予定であります。宿泊に特化したホテルであり、飲食業や観光業など、市内経済へ波及効果が生まれるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「嫩葉会・円形劇場100周年イベント」についてであります。

大正時代、うきはの地に日本初とも言われる農民劇団「嫩葉会」が誕生して100周年となることから、基調講演会やパネルディスカッション、演劇等の「嫩葉会・円形劇場100周年イベント」に取り組んでまいります。

最後に、福岡県議会議員選挙についてであります。

任期満了に伴う福岡県議会議員選挙が3月31日告示、4月9日投票で実施をされます。今回、令和2年国勢調査の結果により、うきは選挙区は久留米選挙区に合区となる初めての選挙であります。市としても、投票率アップに向けた取組を進めてまいります。

それでは、市政運営の基本方針の下、このような諸課題や令和5年度の動きに対応するために編成しました令和5年度当初予算の概要について申し上げます。

令和5年度当初予算編成に当たり、まずは新型コロナウイルス感染症、物価高騰対策を行うとともに、若年層の人口減少対策、子育て世帯への支援、さらにデジタル化への対応、脱炭素化社会への対応などの所要の経費に加え、物件費が全般的に上昇している関係で、一般会計予算総額で対前年度4億8,530万円、3.1%増の162億9,600万円を計上しているところでございます。

歳入では、市税は税収の回復基調などにより、前年度に比べ1億498万3,000円、3.7%増の29億4,020万9,000円を見込んでおります。また、地方譲与税は1,496万4,000円、9.2%減の1億4,828万2,000円、地方消費税交付金は前年度同額の5億3,300万円を見込んでおります。地方交付税は、令和5年度地方財政計画において前年度を上回る水準が確保されていることから、前年度比9,400万円、2.0%増の49億1,000万円を見込んでおりますが、臨時財政対策債は国の税収増を受け、地方財政が健全化してきたことから1億4,300万円、74.1%減の5,000万円に抑制される見通しで、地方交付税と合わせると、対前年度比で4,900万円の減額となっております。また、財源不足を補うため、令和4年度当初予算は8億9,300万円の財政調整基金の取崩しを行いましたが、今年度は11億6,000万円を計上しております。

今後、上水道の整備や浮羽消防署本署・出張所の建て替え、ごみ処理・し尿処理施設の更新に加え、公共施設の老朽化に伴う改修経費など、多額の財政措置が必要となるなど、多くの課題を抱えております。こうした厳しい財政状況の中、今後も国・県の補助金や有利な地方債などを最大限活用して、引き続き必要な財源確保に取り組んでまいります。また、前年度からの繰越予算



が4億7,577万9,000円となっており、当初予算と合わせますと167億7,177万9,000円となります。3月補正予算と合わせ、「13か月予算」として、切れ目なく事業を執行してまいります。

前段に申し上げました市政運営の基本方針を具現するため、令和5年度に取り組む重点施策について御説明を申し上げます。

まず、1点目は新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている観光業・宿泊業の回復を図るため、宿泊客を対象にタクシー券を配布し、市内飲食店や温泉施設などへの旅行者の周遊観光を図る「温泉・宿泊施設活性化事業」に取り組みます。原油価格高騰や円安等により食料品等の値上げが続いておりますが、「小・中学校給食支援金」「保育所等給食費補助金」「幼稚園給食費補助金」で子育て世帯の負担軽減に努めてまいります。

また、子どもの食環境向上を目指すため「子ども食堂」を運営する市民活動団体等への補助を行うとともに、買物弱者対策として「移動販売事業者」への支援も引き続き行ってまいります。

2点目は、「新しい生活様式」を踏まえたまちづくり——Society 5.0に向けた社会実装についてであります。

国は、デジタルの力を利用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年12月に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を改訂いたしました。

うきは市として、一層のデジタル化——デジタルトランスフォーメーションを推進するため、議員一人一人にタブレット端末を支給する「ペーパーレス会議システム」や、市役所内部の「電子決裁システム」の導入をはじめ、業務の自動化を図る「RPA——ロボティック・プロセス・オートメーションシステム」、指定金融機関とのやり取りをデジタル化する「データ伝送サービス」、オンラインで申込みができる「公共施設予約システム」など、デジタル化を一層進めてまいります。

うきは市の美しい田園風景を後世に残すためにも、将来を見据えた土地利用計画づくりが必要となります。「都市計画基礎調査・基本図作成業務」で、都市計画区域指定検討の基礎資料を整備してまいります。

また、上水道事業の必要性を市民の皆様にご説明していくため、現状に合わせ更新する「水道事業基本計画見直し業務」を行います。

市民の皆様から改善の要望が多い公共交通について「地域公共交通調査等」を実施し、今後の公共交通の在り方の検討を進めてまいります。

本市の歴史環境を生かした地域資源の活用では、九州で初確認された双方中円墳で発掘調査中

の「西ノ城古墳」についてであります。今後の活用を検証するため「西ノ城古墳活用基本構想」を策定し、市の貴重な文化遺産として、将来の史跡指定を目指して検討してまいります。

また、「屋形古墳群整備設計」事業では、原古墳の墳丘の樹木伐採及び鳥船塚古墳の奥壁装飾を保護する覆屋改修及び周辺散策路整備に係る設計・測量を進めてまいります。

大正時代、日本初とも言われる農民劇団「嫩葉会」がうきはの地で誕生して、今年で100周年を迎えます。基調講演会やパネルディスカッション、演劇等を行う「嫩葉会・円形劇場100周年イベント」を開催いたします。

3点目は、「SDGs」と「脱炭素化」、持続可能な地域社会づくりであります。

うきは市では、2022年1月に2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指す「うきは市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年脱炭素化社会の実現に向けて、公共施設の省エネ化や再生可能エネルギーの地産地消を推進するとともに、エネルギー分野の地域循環率向上を目指しております。総務省の「地域プロジェクトマネジャー」制度を活用し、エネルギー分野における専門知識・経験を持った人材を確保し、地域脱炭素化の一層の推進を図ります。

また、森林でCO<sub>2</sub>吸収量をクレジットとして国が認証する「Jクレジット」にもモデル的に取り組んでまいります。豊富な森林資源に恵まれているうきは市ですが、森林の多面的機能を生かすためにも森林セラピーロードをより安全でセラピー効果を満喫できるよう改良工事を実施します。

「うきはテロワール生物多様性調査事業」では、生態系を調査、分析していくとともに、本市の生物多様性の魅力や市内に生息する動植物を紹介する啓発資料を作成することにより、地域の自然環境を守る意識の向上と地域活性化につなげてまいりたいと思っております。

浸水被害が頻発している県営河川山曾谷川周辺の整備として、河川の改修・しゅんせつなどの治水対策が検討されておりますが、旧浮羽東高等学校周辺の浸水対策として、「市営河川安免川改修工事」に取り組んでまいります。

本市においては上水道設備がなく、消火栓が整備されていないため、河川水等が主な消防水利となりますが、「公設防火水槽」を整備し、防災力の向上に努めてまいります。

老朽化に伴う「防災行政無線システム」の屋外スピーカー等の更新による防災力強化を図ってまいります。また、最新の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを反映した総合防災マップの更新を行い、市民の防災意識の向上等に努めます。

今後も、本市が安定的な財政基盤を保てるよう財政運営の健全化が大事であります。公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき順次整備を進めておりますが、民間事業者の創意工夫によるコスト削減効果とサービス水準の維持向上を取り入れたPFI事業手法が有効であり、その導入を検討していく「西隈上団地PFI導入可能性調査」に取り組んでまいります。

4点目は、女性が輝くまちづくり、若年層の人口減少対策についてであります。

急速に進展する少子化により、昨年の全国の出生者数は80万人を割り込み、合計特殊出生率が過去最低に近い1.27となる見込みで、我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際状況に置かれております。子ども・子育て政策への対応は、待ったなしの先送りの許されない課題であります。

うきは市では、子ども・子育て政策を一層充実させていくため、令和7年度からの「第3期うきは市子ども・子育て支援事業計画」策定に向け、2か年かけて現況分析及びニーズ調査等を実施してまいります。「子育て世代包括支援センター」では、妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制を構築し、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する「出産・子育て応援事業」に取り組んでまいります。

また、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯等に支援員が訪問し、家事、育児等の実施支援や不安感・悩みを聞き取り養育環境を整える「子育て世帯訪問支援事業」や、ヤングケアラーとなっている子供や家族の背景や認識の問題など、支援の検討に必要な問題を把握するため、「ヤングケアラー実態調査」を実施し、必要な支援につなげていきます。

女性が生き生きと働くためにも、安心して子どもを預けられる保育施設の充実が欠かせません。近年、特に保育士の確保が困難になってきていることから、民間保育所の保育士確保を支援する「保育士就職支援事業」や、保育士用の宿舍借上費用の一部を支援する「保育士宿舍借り上げ支援事業」等の保育士確保に取り組んでまいります。さらに「保育体制強化事業」では、民間保育所へ保育支援者の配置を支援し、保育士の業務負担の軽減を図ってまいります。

若者の結婚新生活を応援する「結婚新生活支援補助事業」や、市内で新築住宅を取得する子育て世帯等に対して補助する「子育て世帯等マイホーム取得支援補助事業」に引き続き取り組み、市内への移住・定住促進を図ってまいります。

令和5年度は、さらに若者の移住・定住を促進し、市内事業者の担い手となる若い人材を確保するため奨学金の返還を支援する「奨学金返還支援補助事業」や、地域の活性化と将来に向けた若者の定住促進につなげるため、浮羽究真館高等学校に通学する生徒の保護者に対し、下宿等の家賃に要する費用の一部を補助する「浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助事業」を新たに実施してまいります。

このほか、安心して出産ができる環境を整えるため、引き続き「妊産婦応援タクシー助成事業」を実施し、妊産婦への交通費を助成するとともに、地域公共交通としてのタクシーの利用喚起につなげてまいりたいと思っております。

5点目は、地域経済の好循環を目指しての取組についてでございます。

経済産業省の地域経済分析システム——RESASから地域経済循環率を高めていくことが

地域経済の活性化につながっていくことが分かっておりますが、農業は特に地域経済への貢献度が高い、うきは市の基幹産業でもあります。「活力ある高収益型園芸産地育成事業」「水田農業振興対策事業」では、認定農業者や営農組合の施設導入費用等を補助し、担い手の農業生産基盤の強化を図ります。また、平たん地に比べて条件的に不利な中山間地域の農業組織の立ち上げを支援していく「中山間地域集落営農等組織体制づくり支援事業」に引き続き取り組んでまいります。

近年、全国的にイノシシや鹿などの野生動物による農業被害が深刻になってきておりますが、野生動物とのすみ分けを図るための不要木の伐採や下刈りを行うことでの緩衝地帯を整備して鳥獣被害の減少を図る「野生動物緩衝林整備事業」に取り組んでまいります。今後の農業では、規模拡大だけでは農地を守っていくことはできません。いわゆる庭先野菜等の「小さな農業」にも光を当てていくことが必要であります。

林業におきましても、小規模の自伐型林業等の支援を行う「小規模林業支援モデル事業」に取り組んでまいります。また、日頃から森林や木材と触れ合う機会が少なくなっていることから、市民の皆様に対して森林・木材の普及啓発を図るため「森林環境教育事業」を行ってまいります。

自然豊かな本市の魅力と地域素材を生かしたまちづくりを推進していくため、関係人口創出事業のさらなる拡充・拡大を目指して「UKIHA FAN CLUB」のデジタル会員証アプリを使用しサービス提供を行っていく「関係人口拡大デジタル統合化事業」や、福岡県内など、近隣からの観光誘客を促進する「マイクロツーリズム誘客多角化事業」に取り組みます。市内外で発信する「うきは市らしさ」を統一するために、庁内で横断した組織を組成し、本市の魅力の再定義を図る「地域活性化企業人制度」で1名を昨年度から雇用しております。新たにグーグルマップを活用した市内の名所・特産品・事業者の情報掲載を図るため、さらに1名雇用してまいりたいと思っております。

市内企業の従業員確保と市内への居住を促進する「従業員への家賃補助支援補助」を行うとともに、市内事業者の人材を確保するために、先ほど触れました「奨学金返還支援補助事業」を実施してまいります。

また、スタートアップ企業を支援する「創業支援補助事業」にも取り組んでまいります。

また、遊休施設等を活用したアウトドア活動の開発・実証などを行い、うきはの自然の利活用を検討する「山間部地域資源活用プロジェクト事業」で関係人口の拡大を図ってまいります。

最後、6点目は、人材育成「新たな学びへの挑戦」についてでございます。

将来のうきは市を担う次の人材づくりは、喫緊の課題であります。保育園や幼稚園等の未就学児を対象に、音楽を使って身体的・感覚的・知的な発達を促すリトミック教育や、音感を養いながら英語を聞く力を育てる音感英語教育を行う「豊かな心育成事業」を実施してまいります。

また、多様化する社会や産業に対応するため、今後新たに発生する業務に役立つスキル等の学び直しを促進する「リスクリング支援事業」や、市内の小学生に対し、全国の先生や子供たちが集まるオンライン上の学びの場にて出会いを提供する「キャリア教育支援事業」を実施するほか、これからの情報通信技術の活用に向け、早い段階からプログラミングを学べる「ITプログラミング・セミナー」を引き続き開催していきます。

以上、令和5年度における市政運営の基本方針と重点施策等について述べさせていただきました。

なかなか収束が見えない新型コロナウイルス感染症に加えて、長期化するロシアによるウクライナ侵攻、円安などによるエネルギー・食料品等の価格高騰が続いており、厳しい状況ではありますが、これからは、基本的な感染対策を施した上で社会経済活動の回復を進める「ウィズコロナ」を見据えてまちづくりを進めていく必要があります。

うきは市としても、新型コロナウイルス感染症については社会の正常化に向け、「5類」移行時に混乱が生まれないよう、そして物価高騰対策については、市民生活や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため各種施策を講じてまいりますので、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の深い御理解と一層のお力添えをお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 施政方針の説明が終わりました。

---

#### 日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今年も早いもので2か月が経過をいたしました。寒い日が続いておりますが、少しずつではありますが、寒さも和らいできているように感じます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、先ほど施政方針で述べましたように、新型コロナウイルスの感染症法上の分類につきまして、政府は令和5年1月27日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、本年5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行するとの方針を正式に決定いたしました。また政府は、令和5年2月10日には新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用について、令和5年3月13日から屋内・屋外を問わず、個人の判断に委ねる方針を決定しております。これらのことにより、これまでコロナ禍で停滞していた社会経済活動が活性化することへの期待や、感染症法上の分類が5類となることにより、全ての医療機関で受入れが可能になり、医療提供体制の逼迫度が軽減されるなどの期待の声が上がっております。

一方では、感染対策の面から実際には患者を受け入れられない医療機関が出てくるのではないかと懸念や、現在、保健所などが行っている入院調整をどこが担っていくのか。高齢者等

のハイリスク者を守るための対策はどのように行うのか。さらには、現在、全額公費で負担されている入院や検査の費用に自己負担が生じることになり、受診控えから感染発覚や治療が遅れてしまうケースが発生するのではないかと懸念の声も出ております。

うきは市におきましては、浮羽医師会等の御協力の下、令和3年5月16日から感染防止の切り札でありますワクチン接種を実施してまいりました。現在も12歳以上を対象とするオミクロン株に対応したワクチンの接種や、5歳から11歳を対象とする新型コロナウイルス小児接種及び生後6か月から4歳の乳幼児を対象とする新型コロナウイルス乳幼児接種につきまして、順調に実施してきているところでございます。令和5年度のワクチン接種につきましては、現在、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）で議論がなされているところでありますが、方針が決定され次第、適切に対処してまいりたいと、このように考えております。

また日本の経済に関してであります、内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。2月14日に発表された令和4年10月期から12月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は、前期比0.2%増、年率に換算すると0.6%増となり、2四半期ぶりのプラス成長となっております。新型コロナウイルスからの経済回復が進み、2四半期ぶりのプラス成長となったものの、物価高や海外経済減速などが重しとなり、力強さを欠いた成長となったと見られております。うきは市としましては、今後も政府の動向を注視しながら、市民の皆様や市内事業者の方などに対する支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。これら取組の実現に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様の御理解、御協力を賜りながら事業の推進を図る所存でございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件6件、予算案件10件、人事案件3件、その他の案件5件と、報告案件1件となっております。

まず、報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をした交通事故による和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正することについて、専決処分をいたしましたので報告をし、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号は、令和4年度うきは市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,927万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億2,362万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税1億356万2,000円、基金繰入金1億4,124万

6,000円、市債2,990万円の増額補正と、県負担金1,377万9,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費2,371万9,000円、民生費では生活保護等対策費2,584万8,000円、商工費では商工費1,300万円、公債費では公債費3億5,924万6,000円の増額補正と、民生費では社会福祉費6,387万6,000円、衛生費では保健衛生費3,105万6,000円、教育費では教育総務費1,342万円、保健体育費1,214万4,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第3号は、令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,412万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,117万6,000円とするものでございます。

歳入は、国民健康保険税6,804万7,000円の増額補正と、県補助金143万円、他会計繰入金1,813万5,000円、雑入435万4,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費5,736万3,000円の増額補正と、保険給付費では療養諸費578万4,000円、出産育児諸費420万円、保健事業費では特定健康診査等事業費325万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第4号は、令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,629万9,000円とするものでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料1,589万円の増額補正と、他会計繰入金959万1,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合納付金920万4,000円の増額補正と、予備費290万5,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第5号は、令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入の額から1,984万9,000円を減額し13億8,521万7,000円とし、収益的支出の額から1,350万円を減額し13億3,540万円とするものでございます。並びに資本的収入の額に2,000万円を追加し7億1,647万4,000円とし、資本的支出の額に350万円を追加し10億7,141万8,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業収益169万2,000円の増額補正と、営業外収益2,154万1,000円の減額補正を計上いたしております。

収益的支出は、営業費用1,350万円の減額補正を計上いたしております。

資本的収入は、他会計出資金2,000万円の増額補正を計上いたしております。

資本的支出は、建設改良費350万円の増額補正を計上いたしております。

議案第6号は、令和5年度うきは市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は前年度比3.1%増の162億9,600万円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、市民税11億4,941万6,000円、固定資産税14億4,102万3,000円、軽自動車税1億2,755万6,000円、市たばこ税2億1,727万9,000円、地方揮発油譲与税3,600万円、自動車重量譲与税8,500万円、森林環境譲与税2,728万2,000円、法人事業税交付金5,094万5,000円、地方消費税交付金5億3,300万円、環境性能割交付金2,122万円、地方特例交付金2,012万1,000円、地方交付税49億1,000万円、分担金3,079万円、負担金1億2,443万6,000円、使用料1億35万5,000円、手数料4,374万9,000円、国庫負担金17億3,555万4,000円、国庫補助金4億2,299万5,000円、国庫委託金1,374万9,000円、県負担金6億5,437万5,000円、県補助金5億9,184万9,000円、県委託金5,445万7,000円、財産運用収入1億2,185万2,000円、財産売却収入1,479万4,000円、寄附金4億6,501万円、基金繰入金20億259万5,000円、繰越金1億5,000万円、雑入3億1,579万9,000円、市債8億930万円を計上しております。

歳出の主なものは、議会費では議会費1億3,531万5,000円、総務費では総務管理費23億7,887万7,000円、徴税費1億8,461万円、戸籍住民基本台帳費1億858万5,000円、選挙費1,914万円、監査委員費1,258万3,000円、民生費では社会福祉費32億1,990万9,000円、児童福祉費18億4,545万7,000円、生活保護等対策費7億9,146万5,000円、衛生費では保健衛生費5億2,314万6,000円、清掃費6億6,306万9,000円、農林水産業費では農業費7億3,669万2,000円、林業費2億1,967万3,000円、商工費では商工費2億2,850万5,000円、土木費では土木管理費1億5,928万1,000円、道路橋りょう費3億4,611万3,000円、河川費6,827万3,000円、住宅費5,965万7,000円、下水道事業費7億8,500万円、消防費では消防費6億8,713万円、教育費では教育総務費1億4,466万3,000円、小学校費4億6,785万3,000円、中学校費2億1,922万5,000円、社会教育費4億6,089万3,000円、保健体育費1億8,131万9,000円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費1,751万円、公共土木施設災害復旧費7,532万9,000円、公債費では公債費15億396万円、予備費としては4,000万円を計上いたしております。



議案第7号は、令和5年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は前年度比1.6%増の38億4,536万8,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億256万2,000円、県補助金27億9,829万5,000円、他会計繰入金2億9,938万4,000円、基金繰入金4,000万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費4,623万円、保険給付費では療養諸費23億5,493万8,000円、高額療養費3億9,281万3,000円、出産育児諸費1,200万6,000円、国民健康保険事業費納付金では医療給付費分6億8,298万6,000円、後期高齢者支援金等分2億1,849万5,000円、介護納付金分7,950万8,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費3,179万4,000円、予備費としては1,053万2,000円を計上しております。

議案第8号は、令和5年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比7.9%増の5億4,712万3,000円を計上いたしているものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億7,749万4,000円、他会計繰入金1億6,861万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1,427万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金5億2,384万4,000円を計上いたしております。

議案第9号は、令和5年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比3.2%減の1億4,850万7,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料1億2,171万8,000円、受託事業収入1,568万3,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では学校管理費1億468万円、事業費4,039万円を計上いたしております。

議案第10号は、令和5年度うきは市簡易水道事業会計予算についてであります。

収益的収入につきましては、収入7,211万1,000円、支出7,145万3,000円で、収支差引き65万8,000円となっております。

収入につきましては、水道事業収益では営業収益947万4,000円、営業外収益6,263万7,000円を計上いたしております。

支出につきましては、水道事業費用では営業費用6,103万5,000円、営業外費用

936万8,000円、特別損失5万円、予備費100万円を計上いたしております。

資本的収支につきましては、収入ゼロ円、支出709万3,000円で、収支差引き709万3,000円の不足が生じておりますが、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額709万3,000円で補填することとしております。

支出につきましては、資本的支出では企業債償還金609万3,000円、予備費100万円を計上いたしております。

議案第11号は、令和5年度うきは市下水道事業会計予算についてであります。

収益的収支につきましては、収入14億6,698万6,000円、支出13億4,887万6,000円で、収支差引き1億1,811万円となっております。

収入につきましては、下水道事業収益では営業収益4億8,909万4,000円、営業外収益9億7,789万2,000円を計上いたしております。

支出につきましては、下水道事業費用では営業費用11億8,984万8,000円、営業外費用1億4,639万8,000円、特別損失63万円、予備費1,200万円を計上いたしております。

資本的収支につきましては、収入8億6,406万1,000円、支出13億6,528万2,000円で、差引き5億122万1,000円の不足が生じておりますが、過年度分損益勘定留保資金1億7,899万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金3億2,222万4,000円で補填することとしております。

収入につきましては、下水道事業資本的収入では企業債3億3,220万円、他会計出資金1億2,800万円、補助金等3億9,833万7,000円、負担金等552万4,000円を計上いたしております。

支出につきましては、下水道事業資本的支出では建設改良費7億4,983万5,000円、企業債償還金6億434万7,000円、予備費1,110万円を計上いたしております。

議案第12号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

教育委員会教育長が令和5年5月23日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長の任命について議会の同意を求めらるるものでございます。

議案第13号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員のうち1名が令和5年5月23日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めらるるものでございます。

議案第14号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員につきまして、令和5年5月22日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第15号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号は、第4期うきは市地域福祉計画の策定についてであります。

第4期うきは市地域福祉計画の策定について、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号は、訴えの提起についてであります。

建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号は、情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約の変更についてであります。

うきは市とうきは久留米環境施設組合との間における情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約の変更について、地方自治法第252条の14条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号は、うきは市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体等へも改正法が適用されることを踏まえ、現行のうきは市個人情報保護条例を廃止し、新たにうきは市個人情報の保護に関する法律の施行条例を制定するものでございます。

議案第20号は、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の算定について、現行の4方式——所得割額及び資産割額並びに被保険者の均等割額及び世帯別平等割額の合計額から資産割額を除いた3方式に変更するため、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号は、うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市立小学校における少人数学級編成を実施するため、教育委員会が一般職の任期付職員として採用する少人数指導特別教員について、採用する教員の幅を広げ人材の確保を行う観点から、うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号は、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を追加するため、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号は、うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、居住地特例対象施設に介護保険施設等が追加されたことに伴い、うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号は、うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法施行令等の改正により、出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴い、うきは市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 提出議案の説明が終わりました。

---

## 日程第7. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 令和4年第6回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、報告をいたします。

1、農業政策の課題に関する調査。

日時、令和5年2月1日、9時から11時20分まで。場所、第1委員会室。出席者、13名。総務産業常任委員会委員7名、農林振興課及び農業委員会5名、議会事務局1名。

調査の要旨。

うきは市の基幹産業は農業であるが、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の拡大、

鳥獣害被害など農業を取り巻く環境は大変厳しい。進展が見えない現状の政策においてどのような課題があるのか、そして、どのような解決策があるのかを探るため調査を行った。

主な内容。

まず、農業政策に関する課題について洗い出しを行うため、所管である農林振興課及び農業委員会との意見交換を実施した。主な意見及び質疑応答は下記のとおりである。

今回の調査では、第2次うきは市総合計画後期基本計画に挙がっている6つの施策内容のうち、1、3、6の3項目に絞り込んで調査を継続していくことに決定した。これは後ろに資料をつけていますので、後でお目通しをお願いします。次回は、現在実施している事業及び今後実施する予定の事業並びに課題について、所管に資料を作成してもらい、また、いつ頃までにどのようなものを目指そうとしているのか、具体的な考えを提示してもらおうこととしている。次回は4月以降に開催し、内容を掘り下げて議論する予定としています。

次に、主な意見及び質疑は、各自お目通しをお願いいたします。

次の質疑応答についても、お目通しをいただきたいと思っております。

最後に所見。

今回の調査は、衰退が続いている基幹産業である農業について行ったが、農業は課題が多く、全体調査は難しいのではないかとということで、今回は課題の絞り込みを行い、次回の調査でそれを深く掘り下げ、実現可能な方策で農業の活性化につながればと思っています。

以上、総務産業常任委員会の閉会中の調査事項報告といたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 令和4年うきは市議会12月定例会において閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

うきは市社会福祉協議会の事業内容に関する調査。

1から3の調査期日、場所、出席者については記載のとおりでございます。

4、調査目的。

うきは市社会福祉協議会は、「誰もが幸せに暮らせるまちづくり」を基本目標に高齢者、障が

い者、子ども・子育て、不登校児等々、そのほかにも多岐にわたる福祉事業をうきは市から委託され、あらゆる福祉サービスを市民に提供している。また、うきは市は委託料として毎年多額の予算を計上している。社会福祉協議会の事業内容を詳細に把握して予算の使途を正しく理解することを目的として、事業内容及び今後の課題について調査を行った。

#### 5、調査内容。

調査ではまず、社会福祉協議会、高山会長の話の伺い、その後担当課長より事業内容の説明を受けた。高山会長からは、「社協に入り、福祉の奥の深さ、幅の広さを感じている。福祉関係の事業はほかの事業と違い、目標に到達したら次に行けるというものではない。一度手を差し伸べたら、最後まで関わっていく。健全者だけを相手にしているわけではなく、そういった方々を自立させるためにどうしたらいいかということも考えて事業を行っている。市から多くの事業委託を受けているが、その分人件費もかかる。職員はときには自分の時間を削ってまで一生懸命働いてくれているが、福祉というのは他の事業よりも実績が見えづらく、成果主義ではなかなか計れない」という旨の話があった。担当課長からの説明では、冊子に沿って——この冊子を皆さんにお配りしておりますけれども、後で御覧になっておいてください。社会福祉協議会の概要説明と令和3年度の実質収支、また事業内容について、市からの受託事業である生活困窮者自立支援事業など、14の事業からなる「地域福祉部門」や、訪問介護支援事業——うきは市ヘルパーステーションなど、大きく6つの事業からなる「在宅福祉部門」、福祉給食事業や葬祭事業などの「総務企画部門」など、各部門ごとに詳細な説明があった。説明の後には質疑応答を行い、その内容は別紙のとおりである。最後の2枚に質疑応答を添付しておりますので、御覧になっておいてください。

#### 最後に6、所見。

担当課長の説明を聞いて、事業の多さに改めて驚いた。高山会長の言われる幅の広さということだろう。また高齢者、障がい者、ひきこもり、不登校児、生活困窮者、そしてその児童等々、さらに高齢者だけでも寝たきりや独り暮らし、障がい者は重度から軽度、様々な福祉行政の支援を必要とする人がいる。そういった一人一人のニーズに対応していかなければならない。奥の深さとはそういうことだろうと思う。問題は職員やヘルパー、対応できるだけの人員が足りているかどうかという点である。社会福祉協議会が長年運営してきた「うきは市デイサービスセンター」が令和4年度をもって閉所となる。理由は、ヘルパーの不足ということである。質疑応答の中で、ヘルパーを募集しても集まらないという話もあった。高齢化が進み、今後、介護対象者が増えると予測される中で、介護職の成り手不足という問題は深刻である。

高山会長は話の中で「市ができる福祉」「社協ができる福祉」「みんなでできる福祉」という形をつくっていかなければ成り立たない現状にあるとおっしゃった。社協任せでは、早晚限界が

来ることではないだろうか。「市ができる福祉」とは何か。ヘルパーが不足しているなら、それを補う手だて、例えば講習会を開くなど、人材育成に力を入れる。あるいは「みんなのできる福祉」を考えるための学習会等を催し、市民の間に助け合いの機運を醸成していくなど、何らかの対策を講じるべきではないだろうか。委員会としても、「市ができる福祉」について今後とも研究や議論を重ね、政策提言を行っていきたいと考えている。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩します。10時40分より再開します。

午前10時22分休憩

.....  
午前10時40分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

#### 日程第8. 報告第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、報告第1号専決処分の報告について（交通事故による和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） おはようございます。生涯学習課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和4年12月29日付で別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

2ページをお願いいたします。

専決第10号専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和4年12月29日。う

きは市長高木典雄。

3ページをお願いいたします。交通事故による和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

事故発生日時は、令和4年9月12日月曜日、11時30分でございます。

事故発生場所は、朝倉市甘木195番地3、県道523号の路上でございます。

事故の概要につきましては、生涯学習課の職員が公務のため朝倉市に出張した際、朝倉市甘木三福町の交差点において、右側レーンに車線変更する際、後方確認が不十分であったため、公用車右側前方バンパー部分が相手方車両左側前方部分に接触し、破損させたものでございます。

相手方は記載のとおりでございます。

和解の内容及び損害賠償額につきましては、うきは市のほうが7万6,520円、相手方が7万円で、いずれも車両の修繕料になります。損害の内容は、うきは市が車両の右側前方バンパー部分の破損、相手方が車両左側前方部分の破損でございます。責任割合は、うきは市が75%、相手方は25%でございます。損害賠償額は、うきは市が5万2,500円、相手方が1万9,130円でございます。決済方法等といたしましては、各自負担額を相殺し、うきは市が相手方に対し3万3,370円を支払う。今後、本件に関しては、双方とも一切の異議申立て及び請求を行わない。以上の内容で和解をしております。

和解の成立が、令和4年12月29日になりましたので、同日付で専決処分を行ったものでございます。当課の職員が事故を起こしてしまったこと、また相手方に大変御迷惑をおかけしましたことに深くおわび申し上げます。今後、職員の安全運転の意識向上に努め、事故防止に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

毎年、交通事故なり、いろんな事故があつて、最終的には和解ということになると思いますが、この案件につきまして、生涯学習課が管轄ということですので、生涯学習課内でこの事故について、どのような共通理解を図られ、どのような意見が出たのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 稜君） この案件につきまして、課員全員で事故の状況等の報告をしております。この案件につきましては担当、事故を起こした者が、職員が若い方でありましたので、車両の運転経験等が浅いことも原因の1つだと考えております。事故の内容、やはりこういうときには事故が起きやすいこととか、右折レーンに移るときには、ドアミラーとかだけでは車両の



後方部分が見えないこととかを例示しながら、課員全員に情報共有を行ったところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） これ、多分保険で処理するんだらうと思いますが、対人、対物、車両まで入っとつとですかね、保険は。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。車両保険につきましては、入っていないものと認識しております。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ということは、うきは市の賠償額5万2,500円は自腹ということですか。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） こちらの案件につきましては、対物ということになります。相手方も分かっておりますし、車両保険の範囲とは、範疇とはまた違ってきている保険だと思っておりますので、保険のほうから支払いができていますと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。3回目。

○議員（12番 伊藤 善康君） 繰り返しになりますが、自腹はないということですか。相手の保険ですということ。どげんなつとる。全然その自分の車の修理がでくつとですか、その対物で。

○議長（江藤 芳光君） 車両保険関係をきちっとしとるかどうか。いいですか。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 車両保険の内容についてはもう一度確認はしたいと思っておりますが、結果的に本人の手出しはございません。一般的に車両保険と申しますと、御自分で御自分の車をどこか落とされたとか、傷をつけられたとか、もしくは相手方が分からないような事故とか、そういったものに適用されるものと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今回の報告の件で、私が記憶するところで、本年度だけで3件目だというふうに認識をいたしております。自動車学校の送迎のバスの事故、県庁内駐車場で事故、そして今回の事故というふうな認識を持ってるんですが、単年度で3回、軽微な事故も含むかもしれませんが、やはり公用車を使って業務に当たるということに関しての職員の皆さんの安全運転等々の意識について、毎回、今、生涯学習課長もありましたように、課内で共有をしたりとか注意喚起を行うというようなことは毎回、担当課長のほうからお伺いをしているんですが、またこうして事故が起きる。事故は偶発的に起きることもありますが、やはり意識をもう少し

ししっかり持っていただくとか、技能的なもので、先ほど課長の答弁にありましたとおり、若い方とか運転に不慣れな方も当然、職員さんの中にはいらっしゃいますが、そういった方にも職務上、公用車を利用していただかねばならないような事案もあると思いますので、せっかく本市には全国の自治体の中でも数少ない市で自動車学校を保有しておりますので、そういった施設もしっかり活用いただきながら、全庁舎的に職員の皆さんに対して、こういった事故を防ぐような取組等を行ってはどうかと思いますが、御意見を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） まずもって、先ほどの御質問のときに話すべきでしたけれども、私の立場からも皆様方に御迷惑をおかけしたことを深くおわびしたいと思います。

今の話、3件こういった事故が発生しているというお話でございます。そのうちの2件につきましては、やはり公用車を運転しているときというところがございます。これは言い訳にはなりません、やはり公用車ですと、ふだんそれぞれの自分が運転しているものと違う車種のことを運転するというところで、例えば車幅間隔ですとか、それから車の死角ですとか、そういったものについてはやはりふだんのものとは違う車に乗ってるんだよというところで、そういったところについても十分に注意をいたした上で運転していただくように注意喚起をしていきたいと思っております。私どももそういった事故を踏まえまして、定期的に管理職会議等を通じまして資料の配布、特に交差点でどういう事故が起きやすいとかそういったもの、それから車の死角の問題ですとか、そういったところについての資料を提供して、各部署で情報を共有していただきというように話をしておるところでございます。

それから自動車学校につきましても、今、お話がございましたが、昨年でございますと、昨年11月16日、30日、それから12月7日の3回、安全運転講習会を実施しております。これは自動車学校の全面的な協力に基づきましてやっておりますが、この3回で合計27名が受講しております。特に若い職員という話もございましたが、事故を起こした職員を中心に、そういった優先的に受講をお願いしているところでございます。引き続き私どもとしましても、職員の事故防止につきましても啓発を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 1番、榎藤議員。

○議員（1番 榎藤 英樹君） 安全運転講習を自動車学校のほうで行っているということですので、引き続き継続いただきたいと思うんですが、3日間行われて合計が27名、当然、全庁の職員の数に比べたら、本当ごく一部の方に受講いただいたというようなことになると思いますので、こうした事故が頻発しているということも踏まえて、もう少しこういう講習に積極的に各課から御参加いただけるようにお取り計らいをいただきたいと思います。これは要望にとどめます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） さっきの質問で伊藤議員が納得していないようなので、私もあまり分からなかったので質問します。

車両保険というのは相手、自分も全部、自損事故でも出るのが車両保険ですね。対物というのは、事故を起こしたら相手の自動車にしか出ません。聞きたいのは、これが相手に支払って自分の車、市の車でしょう。それは保険で出たのか、市税で払うのか、個人が出したのかを聞いているわけだと思います。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） ちょっと答弁につきましては重複する部分があるかと思いますが、保険の種類については、いま一度確認したいと思っております。最終的に議案のほうの3ページにございましたとおり、甲乙このように事故負担を相殺しているわけでございます。この件につきまして、最終的には保険のほうから充当されるということに、私どもの負担がある分については保険のほうから負担、充当されるということになっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 車両保険にかたっちょるとのことですね。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 今、ちょっと確認作業していますけど、うきは市の車両についても市のほうの予算からは負担をしておきませんので、車両保険に入っているものというふうには認識をしておりますが、そこをもう一度確認をさせていただきます。すみません、申し訳ありません。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 大変申し訳ありません。内容の答弁の訂正をしたいと思います。今、確認が取れましたが、車両保険については入っていると、加入をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） この事故の件はもうずっと議員になったときから私、言ってきたんですけど、管理職会議で報告があつて、各職員に注意喚起、これだけ、こういった形じゃなくならないんじゃないかと。みんなに事故の概要を共有して、自分やったらどうするというのを、話し合いを5分でも10分でも各課全部してくださいということでお願いをしていたんですけど、そういったことはされているのか。いつも担当課長が御迷惑をかけましたじゃなくて、事故があったらすぐに全職員に周知して、どうやったら防げるのか。そういった検討会というのを5分なり10分なりしてから、そういったことをしなければいけないのではないかと思います。

いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） そうですね、事故が起きた内容につきましては、もちろん所属する部署では先ほどの話があったように、十分な協議が行われているものと思っておりますが、一方なかなか非常に責任を感じて職員がストレスに感じると、プレッシャーに感じるというところも、事故を起こした職員がですね、いうところも考慮いたしまして、概要についてはお話しするんですが、誰それがという話はなかなか難しいのかなとは思っておりますのでございます。こういった形で、やはり議員のおっしゃるとおり、今後なくならないという話、こういう意識のなかなか啓発が進まない部分はそういうところじゃないかと、具体的な事例がないからというお話もでございます。こういった形で職員に周知していくべきものかということについては、もう少しお時間をいただいて協議していきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 決して人を特定してとかは言っておりません。事故の概要がどうだったのかというのを検討していただきたいということで、どうやったら未然に防げたのかというのをみんなが共有せんと、毎年毎年こういった形で報告が上がってくるんじゃないかと。そういった体制をつくるのが総務課の危機管理やないんですかということを質問しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 答弁の中でも申し上げましたように、管理職会議の中で全職員に対して周知はさせていただいております。各課において、どのような話合いがなされておるかというところまでは確認はしておりませんが、しっかり事故防止につながるように、今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。3回目。

○議員（5番 組坂 公明君） これにありましては、交通事故に限らないと思います。ちょっとしたミスやらをみんなで共有して、未然に防ぐ、そういった事故防止、危機管理というのはつくべきだろうと思っておりますので、今後ともよろしく願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わらせていただきます。

---

## 日程第9 議案第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

このことにつきましては、令和4年12月の福岡県議会におきまして、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部が改正され、12月23日に公布されたことに伴い、改正を行うもので、県費常勤講師との均衡を図るため、令和4年12月27日付で専決処分しましたので報告し、承認を求めるところでございます。適用につきましては令和4年4月1日とし、差額分につきましては、令和4年12月28日に支給をしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 内容につきましては賛成なのですが、1点だけお尋ねいたします。

昨日、教育委員会がありまして、この件について教育委員会のほうで議決、可決しています。そして、本日の議会承認ということですが、これがもし、例えば議会の承認が先であった場合、教育委員会で否決ということはないと思いますが、ただ、教育委員会の議決ですから当然、否決もありますが、そういった場合、どのような整合性が図られるのか。

また、昨日の教育委員会では可決となりましたが、仮の話、本日否決した場合、その後の整合性はどのように取られるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 昨日の教育委員会で、この専決処分のことは行っておりません。その前に、1月の教育委員会で専決処分のことについては報告をさせていただいております。議員のおっしゃる、もしという関係でございますけれども、今のところ否決にならないように丁寧な説明をしておるところでございますので、否決された場合というのは想定しておりませんので、検討しておりません。（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員は、教育委員会でこの案件が、教育委員会で承認されたという  
ような話だったですね、さっきの質問。そういう事実があるんですか。話と全然擦れ違うから、  
その辺を明確にしないと質疑が意味をなしません。ちょっと調整してください。井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 説明が足りずに申し訳ありません。今回の案件は12月23日  
に県のほうで公布されたものでございまして、県の常勤講師と均衡を図るためには、27日付で  
専決処分をしないと28日には支給ができない。ということは、県費の常勤講師の方と均衡が取  
れないということで、臨時の教育委員会を開くことなく専決処分をするものでございます。これ  
は否決をするような重要な案件としておりませんので、臨時の教育委員会を開かずに専決処分を  
しているものでございますから、これにつきましては、1月の教育委員会で報告事項として報告  
をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私がお尋ねしているのは、この給与法の改定がなされたことにつ  
いては、先ほど言いましたように分かりますし、反対しているわけではありませんが、これはあ  
くまでも議案ですから、採決すれば賛成あるいは否決あるいは趣旨採択等々あるかもしれませんが、  
教育委員会で採決されても、例えば本日の議会で否決されれば、これは適用できないという  
ことになるんですね。違うんですか。また反対にこちらで採決しても教育委員会のほうで否決  
されれば、それはまた執行できないということになるんじゃないでしょうかということをお尋ね  
しているわけです。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） いろいろな可能性を考えて御質問されてあると思うんですけど、  
そもそも専決処分というものの自体が、特別時間がなくてということでさせていただいてますけど、  
本当に限られた内容でしか専決処分というのはやれないというふうに思っていますので、なかな  
か議員が、例えばこれでどうなるんだということを言われてもお答えのしようがないのかなとい  
うふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 最後にします。ということは、このような教育委員会に関するこ  
とは、本来、教育委員会の議決を経て議会に係るというふうに理解していいのでしょうか。それ  
とも議会を通ったものがまた教育委員会で採決されるという順番になるのか、基本的なことをお  
尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 教育委員会で承認を得て、その分を議会のほうに提出している  
ものでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませぬか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 少人数指導特別教員というのは、普通の学校の先生が1回辞めて、  
そういった特別教室、何ですかね、少人数指導が必要な学級ができたということで、うきは市の  
ほうが募集して、その人を採用して、こういった給料表に基づいて採用するというような内容で  
よろしいのか。そして、その任期というのはいつまでなのか、ちょっと教えていただきたいと思  
います。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 少人数指導特別教員につきましては、学級編成において今、令  
和4年度は第3学年まで35人学級で、第4学年以上は40人学級ということになっております。  
今、うきは市が行っている少人数指導特別教員の方につきましては、今は1・2年生、第1学年、  
第2学年において30人以上の人数がいる学級については、35人で区切らずに30人で区切っ  
た学級を編成するというので、県費の職員の方がつきませんので、その分を市の職員として、  
任期付一般職員として雇っているものでございます。ですので、任期は1年としております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 分かりました。よく分からないのが、これだけ、何ですかね、給  
料が1から73まで、1年間しか採用せんとに、これに見合ったって幅があるということで理解  
しておけばいいんですね。はい、了解しました。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ござ  
いませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定し  
ました。

これより討論を行います。討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認することに決しました。

---

### 日程第10. 議案第3号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、議案第3号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。補正予算書のほうになります。49ページをお開きください。

議案第3号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,412万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,117万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。次に、55ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額6,804万7,000円の増額でございます。当初、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして保険税の減収分を見込んでおりましたけれども、コロナ給付金等の所得により基準所得が増加しておりますので、医療給付費分をはじめ、区分ごとの保険税額が伸びておりますので増額しております。

次に、56ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金、補正額143万円の減額でございます。普通交付金の減額です。普通交付金につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費等に充てる財源として交付されておりますが、このうち療養費、現金給付分を実績に基づき減額するものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金1,813万5,000円の減額でございます。一般会計からの繰出金の減額によるものです。内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金や未就学児均等割保険税、給与費、事務費及び財政安定化支援事業の実績による県の確定通知に基づく補正でございます。

次に、58ページをお願いいたします。



8款3項1目一般被保険者第三者納付金435万4,000円の減額でございます。実績見込みによります減額でございます。

続きまして、59ページの歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費の財源の組替でございます。歳入で説明しましたとおり、諸収入の一般被保険者第三者納付金が減額になりましたので、国県支出金の普通交付金と財源を組み替えるものでございます。次に、3目一般被保険者療養費578万4,000円の減額ですが、療養費の実績に基づく減額でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金420万円の減額でございます。こちらも実績に基づき42万円の10件分を減額するものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費325万1,000円の減額でございます。特定健診は、住民健診による集団健診と医療機関での個別健診がございしますが、健診日程が終了した集団健診の委託料について、実績により減額するものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費5,736万3,000円の増額でございます。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

今回の補正についての質疑というわけではございませんけど、基本的なことになるかと思えますけど、1点お尋ねしたいと思います。

国民健康保険税につきましては、四、五年前から、今まで市町村が主体であったのが県が主体ということで取り組まれていると思っております。しかしながら、この予算書にありますように、全く従来以前からの中身がほとんど変わってないような気がいたしますけど、今後この国民健康保険で県が主体ということになれば、どういうふうに変っていくのか。その辺が全く見えないから、何かいっちょん変わってないような気もいたしますので、その辺が分かりましたら少し報告をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 1点御質問いただきました。

国保の運営に関しましては、言われるとおり、平成30年度から福岡県のほうが財政運営の主

体として進めております。特にその中で方針として出しておりますのが、保険料の均一化という部分が1つございます。できるだけ県内、それぞれの財政事情がございますけれども、そこら辺を均一化に向けて調整していこうという部分がございます。

それと一番大きく財政安定化に寄与されておりますのが、普通交付税の交付でございます。県のほうが責任を持って普通交付税のほうを私ども自治体の支払い額の実績に応じて十分交付をいただいておりますので、その辺りで、うきは市の国保の安定した財政運営ができていますということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 3点ほどちょっとお尋ねします。

60ページのところでですけど、出産育児一時金についてです。減額420万円ということでありましてけれども、今、先ほど10件というふうにお伺いしましたけれども、実績と見込みについてちょっと確認をしたいと思っておりますので、分かっておられればお願いしたいと思っております。

それから61ページ、特定健診のところですけども、減額する金額が325万円ということでもかなり大きいなと、2,700万円当初予算に対しての金額ですので。実際に集団健診の分というふうに報告がありましたけれども、集団健診の分で受診率がどのくらいになったのか。あるいは、当初見込みが対象者は5,400人ぐらいというふうにごったと思うんですけども、こういった数字をつかんでおられるか、報告を確認したいと思っておりますのでお願いしたいと思っております。

それから62ページですけども、予備費について先ほど歳入歳出の調整というふうにご説明があったと思っておりますけれども、この間、国庫支出金返還金の予備費としてずっと予備費を増額して、今回も5,700万円増額補正しているわけですけども、そういった意味合いとは違うのかどうか、確認をしたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3点御質問いただきました。

1点目は、出産育児一時金の実績でございますけれども、現在13件の実績がございます。13件です。42万円ということになります。当初予算30件分を予算化させていただいております。そのうち10件分を今回、減額をさせていただいております。その差7件を見込んでおるところでございます。

それと2点目の健診の受診率の関係でございますが、先ほど御説明しましたように、健診のほうに住民健診による集団健診と、それと医療機関にお願いしている個別健診とがございます。医

療機関の個別健診につきましては、3月までまだ継続をしておりますので、具体的な件数はまだ把握してございませんが、集団健診のほうは日程終了しておりますので、集団健診で1,775人、執行額が1,281万9,488円となっております。予算のほうにつきましても、集団健診分と個別健診分と分けて予算化をしております。今回、減額させていただきますのは、その集団健診分ということになります。

それと3点目の予備費の関係でございます。

説明が不足しておりましたけれども、この予備費に関しましては、まだ今後の医療費の支払いが残っております。特に今年度につきましては、一月の支払い額で1億7,000万円から2億3,000万円ぐらいの大きな幅で毎月支払い額が動いておりますので、そういったところが急激に上昇等がした場合に、この予備費を使わせていただくということも1つ考えてございます。普通交付金等の返還金等でございますが、今年度の普通交付金の最終的な確定といいますが、まず今年度の全ての医療費等は支払いが終わった段階になりますし、最終的に県のほうで計算をされますので、最終的に確定するのが今年の10月ぐらいになろうかと思っておりますので、そこら辺の返還金が発生した場合の支払いにつきましては、その後ということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 大枠は分かりましたけれども、ちょっと改めて確認しますけれども、60ページの出産一時金についての状況について、30件分で13件実施しているということですね。今回10件分しているということですが、要は、国民健康保険に加入されている方で対象となる方がこのレベル、実は今年の出産数自体、出生数自体もかなり低いレベルで推移しているという実態であります。そういう意味では現状を確認して、また国民健康保険に加入されている方で出産に十分に対応できているのかどうかということを確認したかったということですので、これは、その件数の確認だけで結構です。すみません、改めて確認しました。

それと特定健診ですけれども、1,775人集団健診でということですが、受診率、そもそも目標が毎年60%というのがずっとありますけれども、それはなぜこうなって減額されるのかということが非常に気になるところです。来年度の健診についても、保健課から実施方法について説明が先日ありましたけれども、やり方も含めて、この受診率を引き上げるという方法は改めて考えるべきではないかなというふうに思うんですけど、その辺について所見があれば伺いたいと思います。

それとあと62ページの、支払いが残っているということですが、これ、実は計算をずっとしていくと、3月の今回の補正を入れて、残高が8,000万円ぐらい予備費として残ってい

るはずですよ。それは支払いが残っているから予備費にそのまま置いておくということでしょうか。当初予算自体が1,600万円、令和4年度の当初予算が1,600万円ありまして、9月に6,100万円ほど増額してます。12月で返還金との関係も、予備費を5,400万円減額しておりますけれど、改めて今回、増額しているんですね。これはそれだけ医療費の予備として蓄えておかなきゃならないものなのかどうか、改めて確認します。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。特定健診を含め、住民健診の受診率を引き上げる取組についての御質問かと思いますので、保健課のほうから受診率を引き上げる取組について、現在考えていることを御説明させていただきたいと考えております。

先日から、来年度の住民健診の取組を大幅に変更するということの1つに予約制を導入するというのを御説明させていただいたかと思えます。この予約制の導入に関しましては、これまで特に若年層の方が健診に時間がかかるということで、もっと効率的に健診を受けたいという御要望がございました。また、団塊の世代も予約制を導入してもらいたいという御意見もございましたので、予約制を導入することで、当日来てみないと混雑状況が分からないといったこれまでの健診を、予約制を導入することで受診率を上げるということで取組を始めたところです。

そのほか、レディースデイ、これまで健診のスタッフが、医師、検査技師等が男性がどうしても多くなっておりましたので、レディースデイというのを、初めての取組ですので、2日來年度取り組んでみて、またそういった女性の医師とか検査技師のほうに住民の皆様がいいというような御要望がありましたら、またそういうところも検討していきたいと思えます。

そのほか様々な取組を議員の皆様には御説明をさせていただいたかと思えますが、令和5年度にそういった取組をやってみて、また市民の皆様から御要望があったことに対して少しずつ取組をしていって、受診率の向上を図っていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 1点、特定健診の件で受診率ということが出てございました。当初予算で見込んでおりました人数から算出しますと、この集団健診のほうでの受診率が約32%でございます。これに今度、個別健診の件数が分かって、合計でということで最終的な受診率が算出されると思っております。

それと62ページの予備費でございますが、現在、予備費としての予算が、この補正予算を含めまして8,045万4,000円ということになります。私どもがやはり一番心配しておりますのは、医療費の支払いということがございますので、その辺りを踏まえまして、幾らまで予備費としてという部分はあると思えますけれども、最終的には決算を迎えた中で、それぞれ予算を整

理していきたいと思っておりますし、今年の9月の補正につきましては繰越金ということで、約1億4,000万円の増額補正をさせていただいております。その中で基金の積立てが約8,000万円、プラスして普通交付金等々の返還金の予定ということで6,000万円程度、予備費に残させていただきまして、その6,000万円の中から返還金等々の支払いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 60ページやったっけ。この出産育児一時金、これは近隣と比べてどんなですかね。同額ということですか。違いがあるのか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 1点御質問いただきました出産育児一時金の金額ですが、他の自治体とどうなのかというふうな御質問ですけれども、他の自治体と比較したことはございません。情報収集したことはございませんので、人口規模等でいろいろ異なってくると思いますけれども。（発言する者あり）金額は一緒でございますが、人数とか件数に関しましてはですね。それぞれの自治体で、これは国民健康保険の被保険者の方の分でございますので、そこそこでまた割合も、社会保険等の割合とかがありますので、今のところ把握はしてございません。

以上です。（発言する者あり）

すみません、質問の趣旨と合わずに申し訳ございません。金額につきましては、健康保険法で42万円ということで定められております。内訳は40万8,000円プラス1万2,000円、産科医療制度というところがございますけれども、金額は変わりません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は可決することに決しました。

---

#### 日程第11. 議案第4号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第4号令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

補正予算書の63ページをお願いいたします。

議案第4号令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,629万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

次に、69ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料、補正額358万9,000円の増額でございます。現年度特別徴収保険料でございます。当初、後期高齢者医療広域連合の資料により計上しておりましたけれども、広域連合からの実績見込みにより増額するものでございます。

続きまして、2目普通徴収保険料、補正額1,230万1,000円の増額でございます。現年度普通徴収保険料でございます。これにつきましても、広域連合からの実績の見込みにより増額するものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額959万1,000円の減額でございます。保険基盤安定分や事務費負担分など、広域連合からの通知により減額するものでございます。

続きまして、71ページの歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額920万4,000円の増額でございます。こちらは広域連合へ支払う納付金です。広域連合からの通知によるものですが、保険料の増額及び保険基盤安定分が減額になったことによるものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費290万5,000円の減額でございます。歳入歳出の財源調整によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと1点だけお尋ねします。

70ページの959万1,000円繰入金、先ほど説明があったのは見込みによるということでしたけれど、繰入金の減額、繰り入れされている基準が幾つかあると思うんですけど、幾つかあるというのは、それぞれの節というか、節の項目があると思うんですけど、その内訳を、減額された内訳が分かるかどうかを確認したいと思いますので、教えていただけますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 繰入金の減額の部分でございますけれども、一番大きいのが保険基盤安定分ということで、金額的に668万6,000円でございます。そのほか例えば職員の人件費でありますとか、広域連合への事務負担金とか等々合わせますと210万5,000円減額をしております。それを合わせた金額が959万1,000円ということになってございます。以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 69ページ、現年度特別徴収と現年度普通徴収とありますが、これは何人分で、その基準日はいつの人数で算出されているものか。それから特別徴収と普通徴収の違いを確認したいと思いますのでお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 特別徴収、普通徴収との違いということでございますが、基本的に後期高齢者の保険料につきましては、年金のほうからの特別徴収というのが原則でございます。ただ、年金額の年額の金額によって、特別徴収ができる金額、おおむね年額18万円ということになりますけれども、併せて介護保険料のほうも、その年金から特別徴収をされていなければならないというような幾つかの要件がございます。基本的には特別徴収でございますけれども、それに、その要件に該当されない方が普通徴収ということになります。その普通徴収、当初1つが75歳になられた方、今月なられた方とか、そういった方に関しましては、年金のほうでの特別徴収への手続のほうは6か月から1年ぐらいかかりますので、当初は普通徴収という形になります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それぞれの基準日の人数を教えてくださいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 特に基準日というのはございませんけれども、具体的にいつの時点で普通徴収が何人、特別徴収が何人というところは、また個別に報告させていただきたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は可決することに決しました。

---

## 日程第12、議案第5号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第5号令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課の瀧内です。よろしくお願いたします。

それでは、補正予算書73ページをお開きください。

議案第5号令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和4年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。



収入、第1款下水道事業収益1,984万9,000円の減、計13億8,521万7,000円。第1項営業収益169万2,000円の増、計4億540万9,000円。第2項営業外収益2,154万1,000円の減、計9億7,980万8,000円。

支出、第2款下水道事業費用1,350万円の減、計13億3,540万円。第1項営業費用1,350万円の減、計11億6,704万6,000円。

第3条、補正予算（第3号）第3条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額3億5,494万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億5,494万4,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款下水道事業資本的収入2,000万円の増、計7億1,647万4,000円。第2項、他会計出資金2,000万円の増、計2億3,000万円。

支出、第4款下水道事業資本的支出350万円の増、計10億7,141万8,000円。第1項建設改良費350万円の増、計4億6,622万7,000円。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

74ページをお開きください。補正予算の実施計画です。内容につきましては、先日の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

収益的収入及び支出、収入、1款1項1目下水道使用料169万2,000円の増、新型コロナウイルス感染症臨時交付金を活用した使用料減免の実績による補正となります。1款2項2目他会計補助金2,154万1,000円の減。1つ目が、下水道使用料減免の実績により、他会計補助金を154万1,000円減額するものです。2つ目が、一般会計からの繰入金について、3款の他会計出資金への予算の組替えとして他会計補助金を2,000万円減額するものです。

支出、2款1項1目管きょ費1,350万円の減。1つ目が、国道210号舗装工事に伴うマンホール蓋高さ調整工事に係る修繕費を1,000万円減額するものです。2つ目が工事請負費350万円の減で、一の瀬地区の下水道管移設の本工事分を資本的支出の4款に移管することによるものです。

75ページです。

資本的収入及び支出、収入、3款2項1目他会計出資金2,000万円の増。1款他会計補助金からの予算の組替えとして、他会計出資金を増額するものです。

支出、4款1項1目管路建設改良費350万円の増。先ほど申しあげました一の瀬地区の下水道管移設工事の本工事分を2款から移管することによるものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと幾つかお尋ねします。

73ページで書かれている文面第3条のところ、要は、第2条で収益的収支関係がこうなりましたということに基づいて、この分から第3条へ資本のほうに振り替えるということの趣旨の提案ということだと思います。先ほど現状について、やはり資本的収支のところは赤字になるというのが前提の組立てだと思いますので、反対はしませんけれど、ちょっと気になるのが74ページで、特に気になるのが下のほうの支出のところの管きょ費ですけれど、たしか経過があって、12月に3,000万円増額補正した経過があったと思うんですね。結局それで、その見込みの額で、修繕費と工事請負費でこれだけ減額するという。これが資本的収支に振り替えると。単純に言うと、金額は別としてそうなる。ということは、管きょ費としてたしか最初に、当初は1,250万円ぐらいあったのに3,000万円足してきたという経過もあるので、その見込み自体が高過ぎてはいないですかというのがちょっと気になる。資材高騰があるので何とも言えませんが、何か最初からこの資本的収支のところには振り込むために見積もってきたのかなという、ちょっとうがった言い方をすると、そういうふうに見えてくるんですね。その辺の処理について、適切なかどうかというのを伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今、岩淵議員のほうから幾つか御質問いただきました。

まず、管きょ費の部分なんですけども、もともと管路のいろいろな様々な修繕のために予算措置させていただきました。12月補正で3,000万円上げさせていただいたのは、国道210号の御幸のところのマンホールの蓋の調整が急遽入りしましたので、その分3,000万円上げさせていただきました。今、工事を現場でやっているんですけども、契約も終わらして、約1,800万相当で契約ができましたので、不用額を今回1,000万円ということで減額させていただいておるところが1つでございます。

あと他会計出資金のほうに他会計繰入金を今回2,000万円を動かさせていただく趣旨なんですけども、下水道事業会計も消費税をお支払いしております。消費税というのが下水道使用収入として預かった消費税と、いろんな下水道会計でいろんなお支払いをしたときに、こちらがお支払いした消費税を差し引いた分を税務署のほうに納めさせていただいています。実は繰入金のほうで払った消費税が仕入れ控除の対象とならないもので、他会計出資金のほうに動かせば、それが控除の対象になるということで、分かりやすく言いますと節税というような観点から、今回2,000万円を3款のほうに動かさせていただいているという、そこら辺の2つ、3つですね。要素が絡んだ補正となっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 節税、市役所が節税するというのもなかなか大変なことだなと思うんですけども、それは以前から説明がありましたので承知しています。ただ、私が言ったのは、何か仕組み的にちょっとおかしいなど。おかしいというか、その収支をとんとんにするために、あえて直接的に資本的収支のところへ他会計からの繰入れを、決算を前にして合わせるというわけじゃなくて、収益的、要するに事業をやっている中のところをそのままストンと資本的収支に切り替えていくということ。それは税の対策ということになるとは思いますが、そういうことですので、それで事業なのかなというのがちょっと気になったので、今後の在り方も含めて、また質問させていただきたいと思っております。

1点だけもう一つ伺いたいのは、例の下水道の処理減免のところですけど、結果について、ここに169万2,000円ということですけど、対象人数が世帯との関係でどのくらいの数字だったのか、確認をしたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 2番目の御質問で、下水の減免の関係です。

11月分と12月分の下水道使用料を減免させていただいております。それで約9,500軒の事業所、世帯合わせまして9,500軒の方を対象とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私も岩淵議員と同じところがちょっと分からなくて、特別会計はさっき繰入金は、一般会計の繰入金がマイナスやったらマイナス、この形って、これは公益事業だからこういった形になるのか。その2,000万円出資として追加、プラスのほうになってるんですね。マイナスの事業減なのに2,000万円を出資金のほうに追加したというのが、一般的に考えると、他会計出資金というのは市からの出資金だろうと思うんですけど、そこが減額されるんじゃないんですね。そこをちょっと。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） まず、下水道事業会計が3条予算の収益的部分と、4条の資本的部分に分かれております。まず4条のほうは、いろんな設備投資をするほうの会計でして、多くの場合、そこが赤字になっております。その赤字の分を3条のほうの、いわゆる収益の部分で補填するというのが1つのスキームとなっております。当初予算なり補正もしかりなんですけれども、その3条のほうは赤字にならないような限度を持って、もともと繰入れによって成り立っているような会計でございますので、過剰な黒字にならないつつ、赤字にならないようところで吟味しながら、なるべく出資金のほうに持っていくと消費税の節税につながりますので、そう

いった配慮の観点から考慮してやらせていただいています。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。竹永議員、ちょっと待って。ちょっといいですか。時間がですね、12時過ぎて、これが終わってから皆さんに御相談しようと思ったんですが、あとこれが終わったとして人事案件、それから訴えの提起について、少人数学級と5件ほどありますので、どういたしましょう。このままやっても1時間は行かんと思うんですけどね。皆さんの御意見をお伺いした上でまとめたいと思います。皆さん、いかがですか。1時までには間違いなく終わるでしょうけど。（発言する者あり）ならちょっと、トイレ休憩すると、これはもう昼からしたほうがよくなるですね。はい、分かりました。ちょっとこれを終わらせてから皆さんの反応を見ましょう。

それじゃあ、続けさせていただきます。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 73ページについてお尋ねいたします。

第2条の第1款下水道事業収益で営業外収益が2,154万1,000円、そして同じくその下の第1項営業費用が1,350万円のマイナスといいますか、赤字になっていますが、その理由は何なのかをお尋ねいたします。失礼しました。減額の理由をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 詳しくは74ページのほうの表の収入と支出のほうに書かれておりますけれども、理由としましては、先ほど申し上げましたように、コロナの使用料の実績に伴うものと、あと他会計補助金を他会計出資金のほうに動かしたという、そのものでございます。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 失礼ですが、この部類の会計、もう少し勉強なされたほうがいいというふうに思うんですが。大変失礼とは思いますが、話聞いてまして、もう一回皆さん、認識を深めての次にとということで、今日のところはもう内容もありませんので、そういうことで閉じさせてもらってよろしゅうございますか。じゃあ、質疑なしということでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それではお諮りします。議案第5号については委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

ここで暫時休憩します。1時15分より再開します。

午後0時05分休憩

-----  
午後1時15分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは再開します。

-----  
**日程第13、議案第12号**

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第12号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育長が令和5年5月23日で任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長の任命について議会の同意を求めるものでございます。

先を見通せない変化の激しい時代において、教育や人材育成にも大きな変革が求められる中、国において次期教育振興基本計画の策定が進められております。同計画やうきは市教育大綱、うきは市総合計画、うきは市ルネッサンス戦略等とともに総合的に本市が目指すべき基本的な教育、学術、文化の振興に係る施策を推進するに当たり、これまで学校において県や市の校長会等でリーダーシップを発揮され、また県や市の教育行政等にもたけた樋口則之さんを任命することで提案をさせていただきたいと思っております。御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、3点お尋ねしたいと思っております。

まず、この樋口校長は、先日の全員協議会では令和2年3月31日に吉井小学校を退職されたという旨の説明が市長のほうからありましたが、その令和2年3月31日退職時に、自分のタイムカードのみならず、全職員のタイムカードを破棄した人物であるというふうな理解でいいのか。

2点目、この件に関して一般質問等で質問、なぜ破棄したかということを知ったところ、教育長は、原因は管理者の認識不足である、責任は教育委員会及び当事者にあるという話がありまし

たが、今回、教育長の就任に当たり、その辺の処分された、あるいは破棄した理由とかを聞かれたのか。

最後3点目。今後うきは市の教育課題は何であり、今後どう取り組もうと考えてあるのか。その辺を聞かれたかどうかをお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の1点目のタイムカードについてでございますが、竹永議員からは令和2年9月議会でも御質問をいただいているところでございます。議員の皆さん御承知のように、教職員の働き方改革の取組の一環として、令和元年8月にタイムカードを導入させていただきました。そして、月別のタイムカードから超過勤務時間集計表へ転記をして、そして市の教育委員会にデータを送信したところであります。その中、何分初めての取組でございましたので、なかなか慣れないところがあって、議員御指摘のように2つの小学校でタイムカードが破棄されたという事案が生じております。この中の1人として、当時、吉井小学校校長であった樋口校長が該当となります。

我々はその後、しっかり検査をさせていただきまして、対処方針としては翌年の令和3年10月にはタイムカードを廃止して、そして令和3年11月から出退勤管理システムに移行させていただいているところでございます。このときは人事における服務監督権は福岡県の教育委員会にあるということもあって、県のほうにもこの旨は伝えているところでございますが、何分その当時、樋口則之氏は退職をなさったということもあって直接的な指導等についてはあってませんが、今回、教育長の任命を提案するに当たり、このことについては十二分に樋口則之氏にもお話をし、しっかりコンプライアンスは守っていくということをお互い確認しながら提案をさせているということをお理解いただければと思います。

先般かなり時間をかけて全員協議会で御説明をしたところでありますが、今、先ほども触れましたように、変化の激しい時代において教育や人材育成にも大きな変革が求められておいて、政府は人への投資の拡大が必要とし、質の高い教育の実現や社会全体での学び直しの促進、企業を支える人材の育成を打ち出しております。そういう中から対象期間が令和5年度から令和9年度の第4期教育振興基本計画が今、国のほうで策定が進められております。この時期におきまして、しっかり先ほどから御説明していますが、様々な経歴を持っている樋口則之氏に教育長としての責務をぜひとも果たしていただきたいということで提案をさせているものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目と2点目に関しますが、会議録によれば、責任については市教育委員会及び当時の管理者にあると考えますということで現在の教育長は答弁されてはいますが、そのような認識でいいのかというのが1点です。

それから最後の3点目は、樋口さん自身がうきは市の教育課題をどう考えて、どういうことに取り組まれるということをお聞かせください、市長の考えは分かったんですが、教育長候補者の樋口さんからはどのような回答があったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 1点目につきましては、当時タイムカードを破棄している事案が2つの小学校で生じておりますが、2つの小学校とも令和2年3月31日に定年退職をしております、この紛失が発覚したのがちょうど令和2年5月12日に判明したわけでありまして、そのときは既に職員ではなかったこと。ただし、お一方については、定年退職後にうきは市教育センターに勤務されておまして、それは私のほうの人事任用権限でありますので、こちらについてはしっかり厳重注意を行ったところでございます。

それから、樋口則之氏自身の思いとしては、今の麻生教育長の教育方針をしっかり受け継いでやっていきたいと。そして、こういう大きな変革の年であることを十分認識しながら、しっかりした教育行政をやっていきたいという話を聞いているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私の質問の趣旨がよく伝わっていないような気がするんですが、現在の麻生教育長の答弁については、責任については、市教育委員会及び当時の管理者にあると考えられますということですから、責任はこの樋口元校長にあるという理解でいいのかということをお尋ねしております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの御質問になりますが、とにかくこのタイムカードというのを令和元年8月に導入させていただきました。その背景としては、教職員の働き方改革の取組の一環でございました。その初年度といいますか、初年度というか8月からですから、8か月間のタイムカードが破棄されたということでもあります。ちょうどその制度というか、取組の初期の段階もあって、そういうことがあったということでもあります。しかしながら、タイムカードもしっかりした行政文書でありますし、その後、我々は学校のほうに3年間はしっかり保存するようということで指導もさせていただいているんですが、とにかく大きな変わり目の事案であったということは御理解いただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わらせていただきます。

お諮りします。議案第12号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は同意することに決しました。

---

#### 日程第14、議案第13号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第13号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員会委員のうち1名が、令和5年5月23日で任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

現在、山積する教育課題に適切に対処していくため、古賀公彦さんを引き続き任命することで提案をさせていただきたいと思っております。

古賀さんは、令和元年5月24日より1期4年、うきは市教育委員会の委員職にあり、教育委員会等においても適切な御意見をいただいております。また、同じ法律の第4条第5項には、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならぬと規定されております。古賀氏は現在、未成年である15歳のお子さんの保護者であり、この規定に該当いたします。御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

1点目は、現在、古賀さんは、うきはみらいづくり観光公社の役員をされておりますが、それとの教育委員会との仕事が重なるということでの問題点はないのか。法的な問題点と時間的な問題点です。

2点目は、教育委員会を傍聴させていただきまして、古賀さん自身の活動はそれなりに見える



わけですが、古賀委員自体が3年間、特に取り組まれたことがあればお尋ねします。

それから3点目は、先ほどの教育長候補と同じですが、古賀さん自身がうきは市の教育課題は何で、今後どう取り組まれようとしてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 提案をさせていただいてます古賀公彦さんにおかれましては、現在うきはみらいづくり観光公社の代表理事を務められております。これまで4年間、教育委員会委員としての4年間とうきはみらいづくり観光公社の代表理事4年間、全てふくそうするわけでありますが、教育委員活動におきましては、これまで4年間、定例的な教育委員会全て出席をされて欠席はございません。ただ、令和3年度に臨時教育委員会が年度末に行われたときに、どうしても都合により、これは御自分の個人的な都合により出席が1回だけできなかったというふうに聞いております。そして、そのほかにもそれぞれ学校訪問とか、いろんな学校行事にもほとんど出席をされて、うきはみらいづくり観光公社の業務と兼ねても支障はないというふうに判断をいたしております。

これまでの4年間の古賀氏の実績、取組ということではありますが、先ほど触れましたように、ほとんど教育委員会にも出席をされ、いろんな御意見もいただいておりますし、いろんな学校訪問をはじめ、いろんな活動にもされておりますが、それが唯一の大きな取組の実績ではないかと、このように思います。

それから今後の課題につきましては、教育長のときにも申しあげましたように、古賀さんにおきましても同様の認識でありまして、この変革期に当たってしっかりうきは市の将来を担う教育振興に努めていきたいと、こういうふうにお話をされております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は同意することに決しました。

---

**日程第15、議案第14号**

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしくお願いいたします。

議案書では11ページでございますが、本日お配りした人事案件に係ります議案書のほうで説明させていただきます。

議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

うきは市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、令和5年5月22日をもって任期満了となりますので、次の4名の方を選任するものでございます。上から田中荘一郎さん、大石勝博さん、中嶋法子さん、吉田星一さんでございます。なお吉田星一さんにつきましては、引き続きの選任となります。住所、生年月日、職業につきましては記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

昨日でしたか、日本における男女平等の参画といいますか、非常に下から何番目というような状況だということでした。今回、固定資産評価審査委員会委員ということで、一定の資格なり経験が必要なかもしれませんが、4名いたら女性を2人入れるべきではないかなと思いますが、その辺の論議をどうなされて女性が1名になったのかの説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 日本における男女共同の参画の関係でございますが、もちろん当然ながら、こういった委員にお願いする方々につきましては、女性は一定数選任する必要があるかと、そういう認識はございます。今回につきましては固定資産評価審査委員会委員ということで、具体的には固定資産税の納税者が固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合に申出がございまして、それを審査するというところでございますので、ある程度、専門的な知

識といたしますか、専門性が必要になってまいります。そういったところを基準に選任しておりますので、結果的に女性が1名ということにはなりましたが、引き続き男女共同参画の精神を忘れずに、引き続き対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2回目です。

じゃあ、税理士、土地家屋調査士、弁護士について、弁護士は久留米市ということになります。税理士、土地家屋調査士の女性の方はいなかったという理解ですか。それともおられたけども選ばなかったという理解、どちらでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 後任者の選任につきましては、一定、例えば福岡県ですとか、それから福岡県南の単位の組織ですとか、そういったところに行ってお願ひした経緯もございますが、なかなか選任者が見つからないというところで前任の方の御紹介とか、それから一定お話を聞いた中でこういう制度に理解のある方とか、そういった方をお願ひした経緯がございます。そういった結果、男性が出てこられたということになっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号につきましては委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は同意することに決しました。

## 日程第16. 議案第17号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第17号訴えの提起についてを議題とします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第17号訴えの提起について。

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

1、事件名、建物明渡等請求事件。

2、相手方、うきは市個人。

3、対象物件、市営住宅。（以下、「本件建物」という。）

4、請求の趣旨。1、相手方（以下、「被告」という。）は、当市（以下、「原告」という。）に対し、本件建物を明け渡せ。2、被告は、原告に対し、訴状送達の日翌日から前項の建物明渡済みまで、1か月当たり2万8,200円の割合による金員を支払え。3、訴訟費用は被告の負担とする。

15ページをお願いいたします。

5、事件の内容。本件は、本件建物の賃貸借契約について、被告が迷惑行為を繰り返し、本件建物の近隣居住者らに対し、多大な精神的苦痛及び著しい迷惑を被らせたことを原因として、原告が上記賃貸借契約を解除し、本件建物の明け渡しを請求した。しかし、その後においても被告から本件建物の明け渡しがないたため、賃貸借契約の終了に基づき、本件建物の明け渡しを求めるとともに、訴状送達の日翌日から本件建物の明渡済みまで1か月当たり賃料等の1.5倍に相当する2万8,200円の割合による損害金の支払いを求める。

この件につきましては、今後のスケジュールにつきましては、令和5年4月、顧問弁護士等とも協議し、訴状の提起というふうなことになります。またその場合には、本年6月に裁判所等の決定となる予定でございます。2月22日の議会全員協議会でも御報告いたしましたように、自発的な明け渡しについて福祉事務所、市民生活課等とも連携して、現在も継続した協議を進めさせていただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） まず、14ページの請求の趣旨の（1）（2）（3）は、こういう場合は、特に（3）は、訴訟費用は被告の負担とするみたいなのは、一般的な訴えの形式であ

るのかどうかというのが1点です。

2点目は15ページ、事件の内容の3行目の真ん中ぐらい、原告が上記賃貸借契約を解除し、本件建物の明け渡しを請求した、この解除し、請求された年月日をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 2点の御質問をいただいております。

まず1点目の14ページ（1）（2）（3）の関係につきましては、一般的な訴状の場合の金額及び費用負担の考え方に基づくものでございます。

15ページの明け渡しの提出につきましては、令和4年10月14日に提出をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1回目と同じ質問ですが、原告が契約を解除し、その解除されたのはいつですかという質問です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 契約を解除して明け渡しを求めておりますので、契約の解除については訴状の送達をもって解除ということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと分からないのでお尋ねします。

そもそもは契約期間がいつからだったのか。契約期間がいつまであるのかというのを確認したいのと。

これは公営住宅ですかね。市営住宅ですね。ですので、保証人が要ったかと思うんですけど、保証人との関係も含めて、どういう協議がされたのかということ。

それから、明け渡しを求めるまでの本人とどういうふうな協議をされてきたのかというのをお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） まず契約満了日についてでございますけれども。（「いつから」と呼ぶ者あり）いつからですか。失礼しました。この件につきましては、令和4年4月1日でございます。

2点目の保証人の関係でございますけれども、令和3年に他の住居から幾つかの事情で移転をいたしております。そのときに、その保証人については明記をされない形で転居をした状況とな

っております。現在は、生活等につきましては福祉事務所保護係等と連携をしながら、いろんな御相談等を行っているところでございます。

また、これまでの経過ということでございますけれども、ほぼ月に1回、2回のペースで本人とはトラブル関係の案件につきましても、またその他のやり取りについては、これまで相当の回数を重ねてきた中で、結果的に昨年10月に明け渡しの請求をするに至ったというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 分かりました。保証人は明記はなしということですが、たしか公営住宅のところは基本的に保証人を要するというふうな、国の法律が若干変わって、保証人は必要ないというふうなことの中でも、うきは市は保証人をつけるというふうに何年前か、2年ぐらい前にそんなのがあったと思うんですね。それは、こういった場合はそれが認可されてるといふか、認められてるといふことですね。例えば保証人を、全国の中では社会福祉協議会が受け持つとか、あるいはもっとすごいところは、ほかの保証会社が代わるということも含めてあったような事例があるわけですが、そういったところまでは行ってないということでもよろしいですね。

それともう一点、被告が迷惑行為を繰り返したということになってますけれども、その具体的な迷惑行為の事例について、お示しいただければ有り難いと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 2点の御質問をいただいております。

1点目の保証人の関係でございますけれども、原則いただいております。このケースにつきましては、先ほど申しましたように、ちょっと幾つかの事情と緊急性がありましたものですから、結果的にその入居を認めたというふうなことでございます。

2点目の関係でございますけれども、暴言、暴力等が著しく、周辺の方々からの問合せ等も絶えないというふうな状況がございました。個別の内容については、差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） 背景にどのようなものがあるか、細かくは分かりかねますけれども、法律上は、例えば迷惑行為に係るとすれば、それなりの刑事事件として扱う。そして、その中から強制的に保護措置を行うという方法も含めてあったと思うんですけども、それは、そこまではなさらなかったということで、訴えにした理由を確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 届出の中にはそういった関係があったのも事実でございますが、今回の考えに至った理由につきましては、うきは市営住宅管理条例第23条「入居者は周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない」というふうなことをうたっております。このことは第41条の住宅明渡請求に抵触をするというふうな判断の下に、今回の明渡要求に至った経過でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませぬか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） この方は、滞納はなかったですか。あれば何か月分とか、その辺りを教えてください。

それと、ただ追い出すだけで、言葉は悪いですけど。そして後の何というかな、住居を見つけて出ていってもらえるのか、もう、ただ追い出すだけなのか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） まず1点目の滞納等についてはございませぬ。

2点目の、どういった状況かというふうなことににつきましては、22日の全員協議会でも申し上げましたように、民間の住宅あるいは療養施設あるいはその他の方法について、現在も建設課、福祉事務所、市民生活課等と連携をいたしまして、本人との調整は行っておるところでございます。私どもとしては、できるだけ自発的な明け渡しをお願いしたいと、訴訟に至る前に何とかこの問題を解決したいと現時点でも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませぬか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ確認させてください。

15ページのほうで迷惑行為ということで、ある程度具体的に暴言、暴力というようなお言葉が出てきましたけど、警察と同時に動いてないんですか、が見えないんですけどですね。当然住民の人の危険を守るというのも必要だろうと思うんですけど、そういった連携はされているのか伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） うきは警察署の相談窓口等とは情報は共有しているところでございます。ただ、あくまでもこれは民事の事件になりますので、直接的にうきは署が関わる分については、どうしても刑事事件というふうなことに、結果的になるのかなというふうには考えているところで、これまでこの住宅関係でそういった届出が出されておられませんので、あくまでも現時点では民事の中での自発的な、何度も言いますけれども、自発的な明け渡しについて進めてまい

りたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 了解しました。言葉でですね、暴言、暴力という言葉が出ましたから、そうすると、それをほったらかしておく事件、事故になるおそれがありますから、その居住者なり近隣の人にも被害が出ないような形で同時に進行すべきだと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） こういう迷惑行為を最初からしよつたとじゃなかろうけんで、何か原因があったとですか。その辺の調査までは分かっていますか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） この数年、こういった届出があっているようですけれども、直接的な原因等については承知をしておりません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は可決することに決しました。

---

## 日程第17. 議案第21号



○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第21号うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。議案書の30ページをお願いいたします。

議案第21号うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。新旧対照表は11ページから16ページになります。

このことにつきましては、今回の改正点といたしましては、給与表の号給の追加となっております。うきは市少人数指導特別教員の給与に関しましては、県費の常勤講師と同様、福岡県教職員給与表（3）の1級に準じた取扱いとしております。現在、全国的な教員不足が続いており、少人数特別教員の採用には人材の確保が困難な状況にあります。そのため採用する教員の幅を広げ人材の確保を行うため、73号までの給与表を県教育職給与表（3）1級と同様、137号給までに改正するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は可決することに決しました。

---

## 日程第18. 予算特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和5年度うきは市一般会計予算、令和5年度うきは市簡易水道事業会計予算及び令和5年度うきは市下水道事業会計予算の審査を行うため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

予算特別委員会の委員長に13番、野鶴修議員、副委員長に12番、伊藤善康議員を指名して決定します。

以上でございます。

---

#### 日程第19. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、予算特別委員会への議案審査付託を議題といたします。

お諮りします。議案第6号令和5年度うきは市一般会計予算、議案第10号令和5年度うきは市簡易水道事業会計予算及び議案第11号令和5年度うきは市下水道事業会計予算を予算特別委員会へ審査付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、議案第10号及び議案第11号を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

---

#### 日程第20. 陳情の委員会付託（陳情文書表）

○議長（江藤 芳光君） 日程第20、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって、所管の委員会に付託をいたします。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日3月4日から3月5日までは休会とし、3月6日、本会議を開き、一般質問

を行います。

以上でございます。本日はこれで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 2 時 01 分散会

---